

宜野湾市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年5月24日

宜野湾市監査委員  
米 須 厚  
大 城 政 利

1. 監査の期間

平成22年4月15日から5月21日まで

2. 監査の対象

消防本部

教育機関

市民図書館

市立博物館

生涯学習課中央公民館

はごろも学習センター

学校給食センター

3. 監査の範囲

平成21年度財務に関する事務の執行

・平成21年度の契約関係文書

・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

## 消防本部

1. 指名競争入札で契約を執行しているもののうち、次の契約についてはその適用法令が示されていない。

地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札によることができるのは、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の各号に該当する場合のみである。

従って、指名競争入札で契約を執行する場合は、上記法令の適用条項を明記するべきである。

- (1) 複写機賃貸借契約
- (2) 物品売買契約（ジェットスキー購入）
- (3) 物品売買契約（心臓マッサージシステム）
- (4) 物品売買契約（高度救命処置用資機材）
- (5) 物品売買契約（緊急人員搬送車購入）

2. 業務完了報告書について

次の契約については、業務委託契約第7条第1項又は第12条第1項で、「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出しなければならない。」と定められているが、当該業務完了報告書が提出されてなく契約の規定のとおり徴取するべきである。

- (1) 消防緊急通信指令施設及び構内自動電話交換機保守業務委託契約
- (2) 消防用無線電話設備保守点検業務委託契約
- (3) 空調設備保守管理業務委託契約（消防本部）
- (4) 空調設備保守管理業務委託契約（真志喜出張所）
- (5) 消防救急無線デジタル電波伝搬調査業務委託契約

3. 契約保証金について

次の契約については、契約書に契約保証金の規定がない。

契約保証金は、宜野湾市財務規則第115条第1項の規定で、契約書には必ず記載することになっており、契約の適正な執行を図るためにも、契約保証金の規定を設けるべきである。

- (1) 電気設備機能点検業務委託契約（宜野湾市役所第二庁舎）
- (2) 電気設備機能点検業務委託契約（真志喜出張所）

4. 次の契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第五の一「工事又は製造の請負」を適用して随意契約により執行しているが、車両AT用コンピューター取替修繕やフロントガラスの取替の内容であり、当該修繕の実体が多分に製造的要素をもっているものであれば地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る「別表第五の一」に該当するが、本件のように一部機械類の修繕の内容であれば「別表第五の六 前各号に掲げるもの以外のもの」を適用するべきである。

- ( 1 ) 2 2 号車 ( 消防ポンプ車 ) A T 用コンピューター取替修繕契約
- ( 2 ) 消防自動車修繕契約

5 . 平成 2 0 年版消防年報の印刷に係る契約について

本件は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号別表第五の六「前各号に掲げるもの以外のもの」を適用して随意契約により執行しているが、印刷製本については、通常「製造の請負」に含まれると解されるので同別表第五の一「工事又は製造の請負」を適用するべきである。

## 教育委員会

### 共通事項

指名競争入札で契約を執行しているものについて、その適用法令が示されていない。地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札によることができるのは、地方自治法第 2 3 4 条第 2 項及び同法施行令第 1 6 7 条の各号に該当する場合のみである。

従って、指名競争入札で契約を執行する場合は、上記法令の適用条項を明記するべきである。

## 市民図書館

1 . 自家用電気工作物保安管理業務委託契約について

予定価格の積算根拠が不明である。予定価格の設定については、宜野湾市財務規則第 9 7 条第 2 項の規定により、取引の実例価格、需要状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して、公正に決定する必要があり、積算根拠を明確にするべきである。

2 . 検査調書の作成について

宜野湾市財務規則第 1 2 7 条の規定により、給付の完了が確認されたときは検査調書を作成しなければならないが、次の契約については、検査調書が作成されていないので検査調書を作成するべきである。

- ( 1 ) 平成 2 0 . 2 1 年度市民図書館空調設備保守管理業務委託契約
- ( 2 ) 白地 I C タグ購入契約
- ( 3 ) 新刊全件マーク作成業務委託契約

## 市立博物館

1 . 業務完了報告書について

次の契約については、業務委託契約第7条第1項で、「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出しなければならない。」と定められているが、当該業務完了報告書が提出されてなく契約の規定のとおり徴取するべきである。

- (1) 市立博物館自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- (2) 市立博物館エレベーター保守管理業務委託契約
- (3) 市立博物館空調設備保守管理業務委託契約
- (4) 市立博物館消防用設備保守管理業務委託契約
- (5) 市立博物館ゴミ処理業務委託契約

#### 生涯学習課中央公民館

1. 公民館使用許可申請及び使用料等について次の不備がある。

- (1) 使用許可については、市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則第6条第2項では「提出された申請書を審査して、支障がないと認めるときは、公民館使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付する」となっているが、申請書の審査結果や許可書発行の控がなく、交付されたのかどうか不明である。許可の可否や許可書の発行が確認できる書類の控が必要である。
- (2) 市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例別表で算出した規定の使用料に対し、同条例施行規則第12条第1項の規定により10割免除した使用料と一致しないのが7件もあり、適切な処理をするべきである。
- (3) 冷房使用時間の超過は、条例施行規則第14条第1号では「1時間未満は1時間とし」となっているが、1時間未満で切捨てされているのが8件もあり、適切ではない。
- (4) 施設の使用料を10割減免する場合は、冷房使用料についても10割減免するべきであるが、冷房使用料が減免されていない事例があり適切ではない。
- (5) 公民館使用許可申請書に係る文書で、決裁もれ、記載もれ及び訂正印もれがあり、文書取扱いについては、適正な事務処理をするよう留意された。

#### はごろも学習センター

1. 契約文書全般にわたり、決裁年月日等の記入もれがある。文書取扱いについては、適切な事務処理をするべきである。

2. 次の契約については、公印使用印、承認印もれがあるので押印するべきである。

- (1) 校内LAN、ネットワーク調査及び配線工事契約

3. 次の契約は、収入印紙の貼付もれがあるが、印紙税法に基づき貼付するべきである。

- (1) 無線アクセスポイントの有線化工事契約
- (2) 校内LAN、ネットワーク調査及び配線工事契約

4. 検査調書の作成について

宜野湾市財務規則第127条の規定により、給付の完了が確認されたときは検査調書を作成しなければならないが、次の契約については、検査調書が作成されていないので、検査調書を作成するべきである。

- (1) ステップ、マルチ調査業務委託契約
- (2) 情報教育スキルアップ研修及びインストラクター学校派遣委託契約
- (3) 平成21年度宜野湾市立小、中学校知能学力検査業務委託契約

5. 次の契約に係る一連文書の契約件名が統一されていないので統一するべきである。

- (1) はごろも学習センター印刷機賃貸借契約（入札仕様書、契約書）
- (2) 平成22年度小学校3・4年生用社会科副読本に係る印刷契約（見積書）
- (3) ネットワーク機器賃貸借契約（契約書とその他の一連文書）

#### 学校給食センター

1. 次の契約については、見積書に見積年月日の記載がない。有効期限との関係上見積年月日は重要であるので、必ず記載するべきである。

- (1) 学校給食センター備品購入契約
- (2) 給食センター物品購入契約
- (3) 自家用電気工作物保安管理業務契約

2. 次の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る随意契約として同条別表第五の六を適用して単価契約で執行されているが、宜野湾市財務規則第97条第1項により予定価格は総額で定められている。

従って、その予定価格が同施行令で定める随意契約のできる額の範囲を超えており、随意契約で執行するのは適切ではない。

- (1) LPガス購入契約
- (2) 糞便検査業務契約
- (3) 下水道除害施設清掃業務契約

3. 業務完了報告書について

次の契約については、業務委託契約第12条第1項で「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出しなければならない。」と定められているが、当該業務完了報告書が提出

されてなく契約の規定のとおり徴取するべきである。

- ( 1 ) 消防設備保守点検業務委託契約
- ( 2 ) 自家用電気工作物保安業務委託契約
- ( 3 ) 空調設備保守点検業務委託契約
- ( 4 ) 厨房設備機器保守点検委託契約

#### 4 . 厨房設備機器保守点検委託契約について

本契約の厨房設備機器保守点検委託仕様書第 5 条では、書類の提出義務として健康保険証の写しを提出しなければならないとなっているが、その写しが添付されていない。

#### 5 . 宜野湾学校給食センター物品購入契約について

次の契約は、1 ヶ月以内に 2 件の契約が執行されているが、購入計画等を定め、1 件にまとめて競争入札に付することにより適正かつ効率的な予算執行ができないか工夫に努められたい。

- ( 1 ) 給食センター物品購入契約 (平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日契約)
- ( 2 ) 給食センター物品購入契約 (平成 2 2 年 1 月 1 9 日契約)